

東京都認知症対策推進会議 仕組み部会（第4回）

平成20年2月6日

【村田幹事】 それでは、まだお見えになっていらっしゃらない委員の方、お一人いらっしゃるんですが、定刻となりましたので、ただいまから第4回東京都認知症対策推進会議仕組み部会を開催いたします。

まず初めをお願いでございます。毎度のお願いでございますが、ご発言に当たりましては、お手近に置いてありますマイクをご使用ください。

続きまして、委員の出欠状況についてお知らせいたします。本日ですが、認知症介護研究・研修東京センターの永田委員が所用により欠席されておりました。代理としまして、東京センター客員研究員の中島さんにご出席をいただいております。それから、本日、所用によりまして欠席されているオブザーバーの方がいらっしゃいます。まず、拠点モデルの事業者連絡会代表であります井上さん、それから、タイム・エージェントの研究員であります丸山さん、お二方が欠席とご連絡をいただいております。なお、牧野委員ですが、ご連絡は特にないんですが、本日ご出席というご連絡をあらかじめいただいております。

事務局からは以上でございます。

部会長、よろしく願いいたします。

【林部会長】 皆様、こんにちは。

それでは、議事に入ります。

まず最初に、配付資料の確認についてお願いいたします。

【村田幹事】 それでは、本日配付資料の確認をさせていただきます。ちょっと今日はボリュームがあるんですけども、まず、次第に続きまして委員名簿です。その次に資料1「第3回仕組み部会の議論のまとめ」、そして資料2「1年間の取組を振り返って」ということで2枚ついております。その次に資料3「拠点モデル事業の取組状況」、そして、3-(1)としまして「拠点モデル事業者と地域の関係者との連携状況について」、続きまして、3-(2)としまして「モデル事業における個人情報の取り扱いについて」。なお、参考資料としまして、「個人情報の保護に関する法律」、それから、いわゆるネットワークの担い手に関する参考情報を参考資料2としておつけしております。

また、委員の皆様限りということで、席上配付の資料を本日ご用意しております。「モデ

ル事業における個人情報の取り扱いについて、本日の部会後半部分でご議論いただくための論点整理のメモとして、机上配付のものを用意させていただいております。

以上でございます。

【林部会長】 ありがとうございます。

本日、第4回目の東京都認知症対策推進会議仕組み部会を開催しておりますが、まず、去る12月7日に開催された第3回目の仕組み部会での議論について振り返ってみたいと思います。事務局で資料を用意してもらっていますので、事務局から説明をお願いします。

【村田幹事】 それでは、資料1をごらんください。第3回仕組み部会での議論のまとめにつきまして、簡単に整理をさせていただきます。

まず、これまでの議論のまとめというところは省略いたしまして、ネットワークモデルの取り組み状況に関する議論のまとめです。

これまでのネットワークモデルに関する報告に際しまして、各委員から、そのコーディネート委員会というコアになる委員会の立ち上げに至るまでの、事務局側での準備だとか取り組み内容について、プロセスを少し説明してほしいというご要望がありましたので、練馬区さん、多摩市さんのほうから、その進捗状況ですとか、体制について報告をいただきました。

その際の主なご意見としましては、1点は、地域の課題だけを考えるのではなくて、地域の強みを生かすという視点も加えてほしいというご意見、また、地域資源に関するご意見がたくさんあったわけですが、ある程度意識の高い方を対象としたところだけではなくて、ごく一般的な高齢者が日常生活の中で身近に行くところや、介護をしている家族の方が日常の中で集まるようなところも加えたらどうかというご意見がありました。また、いわゆる地域資源マップをつくる過程において得られたもの、つくる過程で、その地域のネットワークだとか、関係者同士のお互いの存在確認、あるいは、そのマップをつくった後どう活用するのかといった、でき上がったマップのメリットというのを検証してほしいというご意見がございました。

続きまして、拠点モデルのほうの取り組み状況ですが、前回、第3回は至誠キートスホームさんと、それから、グループホームきずなさんからご報告をいただいております。この2事業者からの報告に関しましては、まず議論になりましたのが家族会のありようでございました。これについては、まず、場所がやはり確実に確保されているということが家族会の継続開催には重要だと。ただ、どの地域であっても、家族会が集まる場所というも

のを確保するのが大変困難なので、仮にその事業者が、この拠点モデル等を使って施設を開放していただくということがあれば定期開催もできますし、家族にとってもその安心感になると。また、さらに、その家族会の際に傍らでご本人を見てくださるようなミニデイというものが併設して開かれれば、家族もさらに来やすくなるんじゃないかと、そういうご意見でした。

それからあとは、事業者で、このモデル事業に取り組んでいる際の職員の体制だとか、課題への対応の仕方についても記録を残してほしいというご意見がございました。

残る2つのご意見なんですが、これは、きずなさんのマップづくりのところでご意見があったところですが、本日の議題になる部分かと思いますので割愛をさせていただきます。

3回目の仕組み部会の議論のまとめは以上でございます。

【林部会長】 ありがとうございます。

ここまでのご報告につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、先に進みたいと思います。本日、第4回部会の本題に入ります。

先ほどのこれまでの議論の振り返りにおいても説明がありましたが、認知症の方と家族を面的に支える仕組みづくりを進めていくことを目的とする、認知症生活支援モデル事業のそれぞれの取り組みについて、進捗状況を報告していただきます。

まず、認知症地域資源ネットワークモデル事業について検討していきます。第3回部会においては、それぞれのモデル区市において認知症コーディネート委員会の立ち上げに至るまでのコアチームの準備や取り組み内容について、プロセスを中心に説明していただきました。今回は、20年度の本格的な事業の実施に向けて、区市のモデル事業の推進体制について整理し、さらにモデル事業に取り組んでいく過程で、コーディネート委員会やモデル事業のそのものの位置づけが区市の内部でどのように変わっていったのかを中心に報告していただきます。

まず、練馬区からお願いいたします。

【紙崎参事】 練馬区の担当の紙崎です。資料2で練馬区と多摩市が分かれておりますので、練馬区分について私のほうから説明させていただきます。

まず、今年度、それから、来年度に向けての推進体制ですが、認知症コーディネート委員会が基本でございます。これにつきましては、ここに書いておりますように、学識経験

者、地域の介護サービス事業者、地域住民、区の担当者、練馬区の場合、地域包括支援センターが本所と支所に分かれておりまして、本所の職員が1名と保健師が1名、それから、保健相談所の保健師が1名入っております。地域のケアマネさんが2名、地域の事業者2名、家族会の代表が1名、地域住民代表が2名。学識経験者は、まちづくりプランナーが1名入っております。あと、コーディネーターが1名です。

それから、練馬区の場合、特色としまして、地域にかかわる横断的な施策連携・調整の場ということで「認知症ネットワークモデル事業推進委員会」というのを立ち上げました。これにつきましては、全員が区の管理職で構成され、この事業に関係する管理職をすべて集めております。

練馬区の場合は横断的な事務局を持っておりまして、事務局長は私でございます。地域福祉課の高齢調整係長というのは地域包括支援センターを統括するセクションの係長です。それから、介護予防課の認知症予防係長、総合福祉事務所の高齢支援係長、保健医療相談主査、保健所の保健師といったメンバーで事務局を構成しております。

それから、「地域や福祉環境に根ざした検討の場」ということで、ここは19事業者がおりますので事業者会も立ち上げております。これは隔月でやっております。それから、ワークショップ、これはサポーター養成講座を急遽開きまして、その中から区民を選んだものでございます。毎月1回のペースでやっております。

事務局のほうは、事務局会議を相当な頻度で、月三、四回ぐらいかなと思いますけど、このメンバーが集まっています。それから、事前検討会ですが、コーディネート委員会に向けて、事前的な検討を毎月1回ぐらいのペースでやっています。最終的には区の行政施策にも反映させないといけないし、地域の事業者会にも反映させないといけない。事業者会と区民と、それから行政、これが一体となってやっていく方向で、推進体制もこのような仕組みにしております。

次のページにいきます。まず、コーディネート委員会の位置づけの変化でございます。練馬区の場合は、住民系、事業者系、行政系の委員で構成され、それぞれの立場からの意見をモデル事業に反映させ、委員会の議論を中心に事業を推進することを想定しました。

他の取り組みとの連携ということで、事業者系の取り組みに関しましては、実態把握のため、事業者がこの地区には19ございますので、そこにアンケート調査を行いました。それから、聞き取り調査も全事業所に、先ほどの事務局の保健師が総がかりで訪問しました。その結果報告会、これは1月に開かれましたけど、そこでまた意見交換をしました。

それから、住民系の取り組みは、モデル的エリア内で認知症サポーター養成講座を集中的に3回実施しました。その参加者の中からモデル事業のワークショップ参加者を募集して、11月から毎月開催しています。この地区に住んでいる民生委員とか、民生委員のOBの方もいらっしゃいますし、若い方もおります。

現在のコーディネート委員会の位置づけでございますが、地域での「顔の見える関係づくり」、これをキーワードに委員会を開催しております。委員会の存在自体もその流れで変化しております。それから、委員に対しては、グループワーク等の協働作業や事例収集、作成物の内容や表現方法の検討といった役割を受け持っていていただき、マップづくり等でのような作業も、やっていただいております。

それから、区の認知症施策におけるモデル事業の位置づけ・活用策の変化でございます。これまでの区の施策との関係ということで、徘徊SOSネットワークや家族会支援については、既に平成16年に、「認知症ケアシステム検討委員会」で策定した「認知症ケアシステム体系図」に入れ、それを「練馬区高齢者保健福祉計画」に盛り込みました。ただ、つくったのはよかったんですが、なかなか動きが鈍かったということがございました。このモデル事業に取り組むことで、区の計画の推進が加速するものと思っております。

それから、区の認知症施策を総合的に進めていくためには、モデル事業の成果を区全体に波及させるとともに、既存の認知症施策と一体的に取り組んでいく必要がある。そこで区に推進委員会を設置し、区全体の認知症ケア体制を検討する。これは具体的に何を言っているかということ、モデル的エリアは豊玉支所管内ですけど、区全体に広げないといけないうことで空間的問題、それから、これは2カ年きりのモデル事業ではございませんよ、今後未来に向かって動いていくんだということ、この空間的・時間的な軸を広げていこうということ、このネットワークモデル事業推進委員会を立ち上げました。

それから、モデル事業が区の認知症施策に与えた影響でございます。19年度当初は、これまでの予防とケア部門を統合した認知症対策組織の設置を予定しておりました。モデル事業実施の過程で地域包括支援センターが重要な役割をするだろうということで、地域包括支援センターの強化やひとり暮らし高齢者の見守りの強化、特に閉じこもり等、組織のあり方についての機運が高まりました。平成20年4月に本格的に組織改正を行うことになっております。具体的には地域包括支援センターの統括セクションを在宅支援課に入れ、東京都と同じ名称の在宅支援課にしました。予防からケア、それから地域包括をそこ

に集めたセクションをつくろうということで、組織改正を予定しております。

それから、家族会の課題でございますが、家族会支援担当部署である健康部、これは保健所なんですけど、と福祉部で協議しております。この事業の関係で、高齢者の保健・医療・福祉における保健所と福祉部の役割分担について議論が進んでおります。当初は、既存家族会の支援が中心課題であったが、家族会の機能や役割の検討から、新規家族会の立ち上げ、数、場所、支援方法といった問題の検討も重要であるということになりました。現在、家族会調査やアンケート調査を実施中です。

今後のあり方、認知症対策については、地域で最も身近な区が、いかに「顔の見える関係づくり」にかかわっていくか、住民・事業者・区との信頼関係の構築が問われている状況です。

以上でございます。

【林部会長】 ありがとうございます。

引き続き、多摩市から報告をお願いいたします。

【石坂課長】 多摩市の高齢福祉課、石坂です。

引き続き、資料2から説明させていただきたいと思います。

資料2の推進体制、多摩市の右側の部分です。練馬区に比べてかなりシンプルな構成になっておりますけれども、まず、認知症コーディネート委員会の構成として、社会資源、地域資源、地域医療資源と3つに分けておりますけれども、社会資源からは、法曹界ということで弁護士の方が1人入っていただいております。また、地域包括、社協、民生委員などがメンバーとして入っていると。地域資源のところでは、市民、健康づくり推進員の方や自治会の会長さん、家族会のメンバーなどが入っております。また、地域医療の資源ということで、医者ですね、医師の方が医師会の会長ほか2人が入っているということです。

その下の右側のほう、地域委員の会合というのがありますけれども、これは当初あったものではなくて、コーディネート委員会をやっていく中で、地域委員の方、具体的には自治会長さんや民生委員の方なんですけれども、この方たちの問題意識がやっぱりかなり高く、どう地域に波及したらいいとか、そういったことで、そのコーディネート委員会とは別に会合を持ちたいということで、これまで2回の会合を持っています。

コーディネート委員会では、この進め方ということでコア会議を実施しています。事務局体制が健康福祉部高齢福祉課ということで、かなりシンプル、簡素というところがある

んですけれども、ことしの4月1日に介護保険課と一体になります。したがって、ここでは介護保険の職員も含めたメンバー構成にしていきたいと考えております。

以上、資料2のほうです。

1枚めくっていただいて、位置づけの変化というところなんですけれども、右側のほうが多摩市になります。認知症コーディネート委員会の位置づけの変化についてなんですけれども、立ち上げのときについては、モデル事業の進め方の検討や進行管理の場として位置づけしておりました。進めていく中で、やはり自治会長等の地域委員が非常に熱心であるというところ、逆に言えば、地域で結構そういった課題が出てきているのかなというようなところで、その地域委員の地域での取り組みのきっかけとなることをかなり期待しているというところがありました。そういうことで、そういったモチベーションのアップをうまくつなげていける場にしたいというところがございます。

それと、今後のコーディネート委員会のあり方ということなんですけれども、これは当初から住民サイドに立った議論をしたいというのがありました。さらに今回やってみて、それが深まったというか、さらに推進しなくちゃならないなということで、引き続き住民サイドに立った議論を中心にしていきたいと。せっかく高まった人たちをどう地域で力を発揮できるようにできるかというところなんですけれども、そういった観点で地域へどう波及させるかも検討していきたいなと思っています。また、地域だけでできるわけではないので、関係機関との連携、協力も得られるような施策の進め方を検討していきたいというふうに考えています。

2の市の認知症施策におけるモデル事業の位置づけ・活用策の変化ということなんですけれども、市としては、やはりこれまでは認知症については単発的にやってきた経過がございます。一つの契機は、やはり18年度に介護予防、介護保険法の改正に基づいて介護予防ということに重点を置くという中で一つやはり契機があったかなと思います。そういった中で18年度以降、やはり系統立てた認知症施策というものをつくっていかねばならないという問題意識はありました。そういった問題意識を持っている中で今回のモデル事業の照会があったというところなんです。

モデル事業への期待ということなんですけれども、やはりリーディング事業としての役割、今後の市役所、関係機関、地域の住民の方のモチベーションアップといったところを期待しております。また、このコーディネート委員会の中から、より具体的な事業へ展開できたらなと思っています。

今後のモデル事業の活用策。かなり繰り返しになってしまいますけれども、地域委員の地域での普及啓発の具体化、また、コーディネート委員会の中でも議論がありました、認知症サポーター養成事業の次の展開を考える必要があると。この辺もぜひ出していきたいなと思っております。

モデル事業が市の認知症施策に与えた影響ですけれども、まず、やはり職員の認知症への理解の深まりというようなところがかなりあったと。今後の取り組みへの意識の高まりがありました。また、今後の認知症対策の方向性の整理というか、系統立てた施策をやはり計画的につくっていかなくてはならないということになるのかなと思います。そういった意味で、中長期的な視点での施策の検討の材料になるというふうに思っております。

地域住民への影響ですけれども、今回の地域委員がほんとうに意識が高いというか、自分たちでやらなければいけないというような意識が非常に高く、そういった力をうまく、活用という言い方ではなくて、発揮できるような形にしていきたいというふうに考えております。あと、モデル事業を契機とした、地域住民の認知症にかかるネットワークの形成の促進ということで、地域の広がり、ネットワークと関係機関とか医療との連携の中でのネットワークみたいなものもつなげられたらなと思っております。

非常に雑駁ですけれども、私のほうからは以上であります。

【林部会長】 ありがとうございます。

それぞれの区市、非常に特徴的な取り組みをされていて、今後、他の区市の取り組みにも非常に参考になるのではないかと思います。これまでのご報告につきまして、何か質問やご意見などございましたら、よろしくをお願いします。

【下垣副部会長】 では、下垣ですが、前回の議論のまとめのところでも出てきた点だと思うんですけど、今後、マップづくりということも方向性の中で出ている部分だと思うんですけど、モデル事業をやるということは、おそらくここが起点となって、いろんな区市町村で展開していくということをやっぱり期待していくわけではあると思うんですけど、だからこそそれぞれの、練馬区は練馬区のこの豊玉地区で、多摩市は多摩市のこの地区なりの地域特性みたいなことというのが今までの委員会の中でどのように出てきたのかということが、こういう形だとちょっと見えにくい部分であろうかと思うんですけど、口頭でも結構なので、今後のマップづくりという部分にもかかわってくると思いますので、多分このコーディネート委員会の外側の部分で、こういうところにも働きかけていくということが見えてきたこととか、そういうことがありますでしょうか、そのところを教えて

いただければというのがあります。

【林部会長】　　お願いします。

【紙崎参事】　　練馬区ですけど、マップづくり、これは相当重要なことで、大変労力も要ります。認知症介護研究・研修東京センターのほうから支援をいただいて、練馬のこの地域で、実際にこういう地域資源を使って役立った事例、これをメンバーの中から挙げていただきました。これは数百事例という感じで出ております。抽象的な議論ではしようがないだろうということで、現実で何が役立ったのか、どこにどういうところでつながって役立ったのかという事例を、具体的に挙げまして、それをインデックスにしました。最終的にマップといった場合、地図じゃなくても例えば事業所みたいな名前みたいなものの羅列、そういうレベルでもいいし、それと地図をドッキングさせる。最終的に電子化して、相談があったら、その地域のマップを引き出せるような形にしてもいいんじゃないかと、話が広がっております。今その状況でございます。

【林部会長】　　ありがとうございます。

多摩市さんからもありましたら。

【石坂課長】　　マップづくりについては前回のところで話しただけなので、まだ具体的にというところまでは行ってないんですけども、いろんな発想の中でというところが3つくらい出たのかなという感じです。1つは、練馬区さんのように、手引書的なものではないとわからないだろうと、地図だけではどうしようもないんじゃないかというようなこと、あと、できるならば見せ方も非常に重要だと。だから非常にファンタジーなもの、例えばディズニーランドのマップみたいに、幾つかのゲートがあって、夢のあるというか、そういったものじゃないと見てくれないんじゃないかとか、あまり厚くならないほうがいいよねとか、そういったいろいろな議論がありました。

地域特性の中でというようなところになると、ニュータウンのところでは非常に地域特性が極端なので、その辺は今後の議論の中でというところはあるかと思えます。特に賃貸と賃貸でない分譲のところとか、同じ住民であっても、古くからいる人と新たにきた住民ではその状況が違っていると、そういったところも加味しながら議論するとなると、かなりいろんな議論が必要になるのかなというふうには考えております。

【林部会長】　　ありがとうございます。

ほかに何か質問、ご意見ございますでしょうか。

横道委員、お願いします。

【横道委員】 練馬区の報告を聞かせていただいて、この認知症コーディネート委員会には、区の計画からおりてくる内容があり、事業者会からの情報、ワークショップの開催もあり、かなり全庁的な集約になっています。行政の部分の情報、あるいは、モデル地域を通しての情報など集約するボリュームが、最初にイメージしていたモデル地区、豊玉地区というところとはまた違って、すそ野が広いというか、行政のカラーがかなり出ている報告でした。それだけに、ここの委員会の中でまた分科会っぽく分かれないうかという、ちょっと思いがあります。実際のところ、この図式化したところを見ても、委員会の担う役割が多岐にわたっていますので、事務局の会議にしても、数や内容がかなり色濃いと思います。工夫している点がありましたら、聞かせてください。

【紙崎参事】 先ほどの組織改正の流れもそうだったんですけど、やってみて、確かにこれはほんとうにボリューム量が相当になる。認知症コーディネート委員会は、私どもは地域の最前線の委員会というふうにとらえております。このレベルの情報収集、あるいは、ほんとうに日常生活的な、感覚的な情報の収集というのはここで受けとめる。ここに行政情報も流しております。

ただ、コーディネート委員会のほうからも何人が事前検討会のほうにも、来てもらっております。確かに今、横道委員がおっしゃったように、ボリュームをどういうふうに調整するか。ある意味では散漫になってしまう可能性があるんじゃないか。計画的に家族会とか、事業者会とか、それから4本の柱に関しましても、ある程度、事務局の中でも担当を決めながら動いています。認知症コーディネート委員会への議題の出し方について、今の時期にこれを出すべきなのか、一度に出しますと混乱いたしますので、時期の調整とか、これも事務局、あるいは事前検討会で検討しています。

モデル事業が終わった後にも、認知症コーディネート委員会は地域で機能していただきたいと思っておりますので、それもにらみながら、これ自体のあり方もむしろこのモデル事業の検討事項にはなるんじゃないかと思って、今模索しておるところでございます。

以上です。

【林部会長】 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

中島委員代理。

【中島委員代理】 私が多摩のほうにいろいろ参加させていただいて、先ほどお話があったものに少し、参加する中で気づいた、下垣先生の質問に関連してお話ししたいと思い

ます。

実際に多摩のほうで地域委員の方々が集まって、いろいろディスカッションを2回ほどされたんですが、その中でやはり第3回の一般的な高齢者が身近に行くところの情報もというのがあったんですが、例えばラジオ体操の会がこういうふうにあるよとか、いろんなところで集まっているよという、いろんな、いわゆる拠点的なものだけではないようなさまざまな資源が上がってきていて、それをうまくつなげていけないかということと、そういうものが集まっていくと、逆に包括支援センターとか、介護保険にまだつながらない初期の認知症の方たちに対しても少しご紹介ができたりとか、支援側も使えるようなマップという、いろんな側面のお話が出てきているというのがちょっと補足でさせていただきます。

【林部会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

それでは、次に進みたいと思います。次に、認知症生活支援モデル事業のうち、認知症支援拠点モデル事業について検討します。

全5事業者で取り組みが行われていますが、第3回では至誠キートスホームとグループホームきずなから詳細に報告していただきました。今回はまず、グループホームかたらいから取り組み状況を報告していただいて、その後、19年度のモデル事業を一たん総括する意味で、拠点モデル事業者が地域の関係者とどのような連携状況にあるのかについて、事務局から報告していただきます。

まずはグループホームかたらいの市川さんから、取り組み状況について報告していただきます。よろしくをお願いします。

【市川副ホーム長】 グループホームかたらいで副ホーム長をしています市川裕太と申します。よろしくをお願いします。

グループホームかたらいでは、今モデル事業として4つの事業を行っています。まず、「あんしん生活マップ」なんですが、これは町の商店街を利用する、あるいは、その近隣で生活する認知症の人だとか家族を対象に、サポーターがいる例えば商店だとか、あとは買い物しやすい商店、例えば休憩できるベンチとか、いつでも利用できるトイレがあるなど、あとはちょっと困ったときに手をかしてくれるなど、そういった場所をマップ上に記して、それを利用者さんに配布して、それを利用しながら認知症の人だとか家族が利用しやすい商店、あるいは、その商店街をつくることを目的としています。

マップづくりの担い手としては、8月から10月まで行ったサポーター養成講座を受講されたサポーターの方に協力をお願いをして、現在、そこで28名の、協力してもいいというサポーターの方から協力をもらったんですが、現在8名のサポーターと一緒に毎月検討会を行いながらマップ作成の準備をしています。

11月から検討会を開始しているのですが、その中で商店街の振興会の理事長さんとお話をする機会がありまして、ぜひ理事会に参加してマップづくりの話をしてほしいということなので、私が理事会のほうに参加してまいりました。しかし、思った以上に受け入れが悪くて、そんなマップをつくったら認知症の人ばかり来て困るよとか、認知症の人だからといってずっと居座られても困るとか、一目見て認知症とわかる目印をつけて歩いてほしいんだけどみたいな、結構、マップづくりに対してあまり反応がよくなかったんですね。

そんな中から、実際に商店街を利用する人は、普通の人もいれば、認知症の人もそうだし、あるいは、障害を抱えている人もいると思うので、そうした当事者がこの商店街を実際にどう思っているのか、そういった意見をぜひ聞いてみたいんだけどというような話がありまして、こちらとしても、一方的にお願いするのではなく、そうした商店街側のニーズにこたえていくこともやはり私たちの役割といえますか、関係をつくっていく第一歩になるのではないかと考えまして、まず、当事者のアンケートを作成して、近隣の認知症の人だとか家族にそれを配布して、実際どう思っているのかという調査を行ってみることにしました。12月末から地域の居宅介護支援事業所だとか、デイサービス、それと地域包括支援センターなどに約100部ほどアンケートを配布しまして、またちょっとモデルからは外れるかもしれないんですが、一応商店街のほうから障害者の方も利用されているということだったので、地域にある障害者の施設にもお願いしてアンケートを配布してきました。今現在、集計を行っているのですが、約100部アンケートを配布して、現在36回収しているところです。これを報告書にまとめて、一応3月の商店街の理事会に、理事長さんからもう一度来てほしいというお話がありましたので、この報告書を持って理事会のほうに参加することになっています。

それと同時に、今月26日に商店街でサポーター養成講座を開催することになりました。今回は、そのサポーター養成講座は午前中に行うのですが、対象としては近隣の住民もそうですし、商店の方にもぜひ参加してもらいたいと思っておりますので、時間を午前中だとか午後、あるいは夜とか、少しずつ時間をずらしながら、毎月1回ぐらいちょっと定期的に、その商店街にある区の施設を利用してサポーター養成講座を開催していきたいとい

うふうに思っています。

マップ作成にはちょっとおくられているのですが、まず、やはり商店街とつながりを持つことが必要、それには少し時間がかかるのかなと思っているのですが、少しずつ時間をかけながらマップ作成につながっていけばと思っております。

2つ目ですが、「サロン日ようび」です。10月よりサロンをオープンして、毎回二、三名の方が利用されています。サロンには介護職と看護職を一人ずつ配置して、その他の協力者として、認知症サポーター養成講座を受講された方を主にボランティアとして受け入れています。現在までボランティアとして活動されたサポーターの方は3名です。

目的なんですが、日曜日という休日の中で家族の介護負担の軽減、具体的には買い物だとか、例えばお友だちとちょっとお出かけしたいとか、外食したいとか、そういった一日のうちの数時間でも認知症のご本人をちょっと預かってほしいというときに、1時間100円単位で10時から4時までサロンを開放して、自由な時間にお預かりするという形で行っています。それと同時に、認知症の知識を持っているサポーターが、実際に少しでも認知症の人の生活を知ることや、お手伝いできる場、ボランティアとして活動できる場をつくりたいと思って始めました。

課題として挙げられることなんですが、実際に利用されている方は、例えば月曜日から土曜日までデイサービスを利用して、さらにやはり家族の負担が大きくて、日曜日もフルに利用させてほしいという方が大体中心です。今、2名ほど1日フルでの利用ということで定着しています。ただ、そのうちの1人は今週にうちのグループホームへの入居が決まりまして、今後は1名の方がフルで利用されるという形になると思います。やはりそうした中で、現実的には介護ニーズが高いほど利用したいのかなという気がしています。

ただ、例えばマップのほうにもつながってくるかもしれないんですが、商店街の空き店舗で例えばサロンを行うなど、そういったことができるようになると、もう少しニーズとしては商店街を利用するときにちょっと預かってほしいとか、そういった新たなニーズも生まれてくるのではないかなと思っています。やはりそうした方が利用されるということは、非常に認知症の症状も比較的進んでいる方が多くて、周辺症状の対応とか専門的な対応が求められているので、今後サポーターの役割としてはどこまでを担ってもらうのかというのが課題になってくるのではないかなというふうに思っています。

サポーターの役割なんですが、現在まで延べ5名の方が参加されて、うち3名がサポーターです。もう一人は、実はこの後お話しする小・中学生の体験ボランティア、体験現場

実習というのをやっているんですが、その中で9月にうちのホームに来られた中学生の方が1人、ボランティアとして見えました。サポーターは、先ほどもお話ししたんですが、認知症の知識は持っているんですが、実際の経験がないために、やはり認知症の人がどのような生活をしているのかをもう少し現場で体験する必要があるのではないかなというふうに思っています。このあたりがやはりサポーターへのフォローアップとして必要なのかなというふうに思っています。今後、サポーターをボランティアの人材として育成する場を設けて、認知症の人が生活するさまざまな場所で活躍できるようにとちょっと考えています。

8月から10月までサポーター養成講座を受講された方にサロンの手伝いを募集したところ、12名の方が協力してもいいよという反応がありました。実際来られた方は3名なのですが、サポーター養成講座をやっていると、毎回やっている中で何人かは協力しますよという方がいらっしゃるので、やはり受講後、比較的時間がたたないうちに、要するに本人のお手伝いしたいという気持ちが冷めないうちにフォローアップの機会を設けて、例えば現場でのグループホームだとか、デイサービスとか、そういった認知症の人が利用する場での体験を行って、スポット的な役割としてサポーターの方を、例えばグループホームとかで車いすを押すとか、ちょっとお話のお相手をするとか、そういった形で何らかの役割を担うことができると、少し今のグループホームだとか介護施設での人材不足へのスポット的な役割としてサポーターの方を担うことができるのではないかなというふうに今考えているところです。

続きまして、家族会の開催ですが、これは10月から毎月第2土曜日に行っています。1月まで毎回、大体四、五名の方が参加されています。うちの家族会としては、精神科のドクター、浴風会病院の古田先生に来ていただいて、なかなか病院ではゆっくり話せないことだとか、お薬の相談、あるいは、認知症の症状への対応の仕方など、そういったことを毎回お話ししています。今後もこれは継続して行っていく予定です。

もう一つは、認知症の勉強会と体験学習ということで、近隣の小・中学生を受け入れて、実際、認知症の人が生活している場を見てもらったり、認知症の人と触れ合う機会をつくるということで、9月19、20、21と区立の中学校の、今、中学校では職場体験というのがあるみたいなんです、そことあわせてうちのほうで体験してもらって、そして、簡単な認知症の講義を30分ほど行うという形で行いました。3月に別の中学校からの受け入れをするということが現在決まっているということになっています。

一応、報告としては以上になります。

【林部会長】 ありがとうございます。

引き続き、拠点モデル事業者が事業を展開していく過程で、既存の地域資源とどのようにネットワークを構築し、連携していったかについて、事務局に報告していただきます。よろしくをお願いします。

【村田幹事】 それでは、資料3 - (1)をごらんいただきたいと思います。

今、かたらいの市川さんからもご報告がありましたけれども、この拠点モデル事業というのは、拠点モデルとなった事業者の方が単独で動くのではなくて、できるだけその地域のいろんな関係者、関係機関と連携をしながら、認知症ケアの拠点としての機能をその地域の中で開放していただきたいという趣旨の事業でございます。

したがって、多分これまでの報告でもいろいろありましたけれども、それぞれの拠点がモデル事業を進めていく過程で、どれだけその地域の関係者、関係機関と連携ができていくのかというところが、この事業の評価のポイント、あるいはフォローアップしていく際のポイントになるのではないかなと考えました。そこでこのような資料をご用意させていただいた次第でございます。

少しこの図が見にくいので、まず見方からご説明したいと思います。まず、縦系列に拠点モデルの事業者名を順番に並べております。横軸なんですけれども、行政、最もかかわるのはこの拠点モデルの地元区市でございます。このモデル事業については各区市町村の推薦も経てエントリーをしていただいていますから、地元区市がどれだけかかわられているのかということ、それから順番に右に移りますと、地域包括支援センター、それから、地域の他の介護サービス事業者で、さらに介護保険外まですそ野を広げて、福祉、医療関係の関係機関で、今お話のあったような地元の商店街等の民間の事業者、さらに住民のサイドに立てば、町会、自治会といった住民の組織で、最後には一般の地域住民お一人お一人という形に、左から右に移るに従って公的なものから私的なものへと順に並べております。

事業者名と、それから、それぞれの関係者、関係機関の升の中が3区分に分かれているのがおわかりいただけるかと思います。これが実は関与の度合いを示すものでして、上段が、いわゆる検討会とか連絡会への参加のレベルです。このモデル事業を進めるに際しての事業所内での検討会だとか連絡会等に参加をしていますというのが上段です。それから、中段が、それぞれの拠点モデルの取り組みに実際に参画しています、かかわっていますと

いうものです。それから、下段が、いわゆる拠点モデルの活動について、周知だとか市民報などを使って広報していますというレベルです。ですから、上中下と分けることで、それぞれの関係者、関係機関のかかわりの程度というものがはかれるかと思えます。

それからまた、「 」というところをごらんいただきたいんですけども、例えばですが、かたらいさんの例でいきますと、地域の民間事業者のところの中段に「取組の協力依頼」というふうに書いてあるかと思えます。これは今のご報告にもありましたように、地元の商店街に取り組みの協力を依頼中だと、現在進行形ですという意味で「 」を振っております。同様の「 」が、例えばきずなさんだと、地域包括支援センター、介護サービス事業者、地域の福祉、医療関係者にマップの協力について依頼中だというふうに読んでいただければと思います。

「協力」と「参加」という言葉の程度なんですけれども、参加というのは、いわゆる単に参加ということとして、協力というほうが関与の度合いは高いというふうにお読み取りいただければと思います。

一応これらの情報なんですけど、事業者連絡会を通しまして各拠点モデルの方々から情報をいただきまして、一覧にしてみました。1月21日現在の実態でございますけれども、一目瞭然と言えますのが、比較的左側にあるような公的部分については、拠点モデルとのかかわりというのが何がしかの形で保たれつつあるというのに比して、いわゆる民間の生活関連の事業者ですとか、住民への取り組み、あるいは連携という点ではまだ課題があるのかなというところがこの表でおわかりいただけるかと思えます。

事務局からの説明は以上でございます。

【林部会長】 ありがとうございます。

モデル事業者からの報告、それから、事務局から連携状況についての報告をいただきました。今、事務局から報告いただきました資料3-(1)、この大きな表ですが、やや複雑ではありますが、これまでご報告いただいた事例を、ざっと大きく見て、どんな特徴があるかというのを見るには大変うまくまとまった、工夫された図ではないかと思えます。

これからご質問、あるいはご意見をちょうだいしたいと思うんですが、特にその中で、資料3-(1)で言いますと、白っぽくなくて黒っぽくなっているところが取り組みがまだ少ないというところなわけですが、これを縦に見ますと、地域の民間事業者との連携というところが非常にまだ取り組みが少ないということだと思えますね。特に今日、グループホームかたらいの市川さんからのご報告をいただきまして、商店街へ働きかけたとこ

ろなかなかうまくまだつながってなくて、いろいろアンケートとかを工夫されているというお話もありました。そういった関連でも、特に地域の民間事業者、企業や商店街等とどうつながったらいいのかというあたりで、こうやったらうまくいくとか、ご経験等、もしありましたらぜひご発言いただきたいと思います。

それでは、それも含めましての質問、ご意見、何でも結構ですので、よろしくお願ひします。

【下垣副部長】 特別なアイデアをここで言うわけじゃないんですけど、でも、これのプロジェクト全体の中で見ると、非常に今、事務局のほうから整理していただいた、これの図の右側が弱いというのは課題として大きなものがあるんだろうなという印象はありまして、その中で、今日、かたらいさんのほうから伺っていたこのプロセスをまとめていただくというか、最初に抵抗感があったというのは、逆にいいことといったら変ですけども、何を変えていかなければいけないのかという、その問題点がはっきり見えてきたという意味では大きい話なんじゃないかと思うんですね。

アンケートをとられて、そしてまた働きかけてというプロセスの中で、どこがどう変化してきたのかということを経験として残していただければ、それが、あるいは難しかったでもいいと思うんですね、結局のところは難しかったでもいいと思うんですけど、その問題点とかが明らかになるだけでも、この事業の持っている意義はものすごく大きなものじゃないかなというふうに思いますが。

ただ、ほかのところで聞いているところの印象から受けると、やっぱりこの商店街の中でもやっぱりキーパーソンになる人をうまく見つけられると変わってくるのではないかなというか、サポーター養成的な講座をやりながら、非常に関心を持ってくださる方というその方が、やっぱり横の連携が強いところですから、出てくると動き出すのかなというのが印象と。

一方で、1つ気になることがあるとすると、多分、商店街以外にも、高齢者の方とか、認知症を抱えているご家族の方が、比較的地域の中で顔を出しそうなところというか、そういうところも少しうまくつながっていけると、そういうところに働きかける機会もあるといいのかなというふうに印象も受けたということもありますし、あと、マップの存在ということが多分、どういう形のマップになるかにもよると思うんですけども、ご家族やご本人たちだけじゃなくて、逆にそれそのものが商店街の人たちに対してのインパクトを与えたりというか、そういう可能性も、マップの存在が、利用する側だけじゃなくて、載

せられる側にとっても意味のあるようなものになってくると、先々の波及効果もあるんじゃないかなという印象は受けましたということです。

あと1つだけ質問なんですけど、一番下の段のところにある、船橋中学校と上祖師谷中学校の件については、これというのは学校側の様子というか、状況としては何か積極的という感じだったんでしょうか。それとも、受け入れに対してのことでの交渉というか、そういうところで何かぶち当たった壁があるとか、そういうことは特にはないんでしょうか。

【市川副ホーム長】 特に何か支障を来したということはなく、学校側から一度お話に来てくれないかという話がありまして、全体集会みたいな中でうちのホームの簡単なビデオを流して、うちに来たい人はぜひ来てくださいというお話を30分ほどさせてもらったんですが、特に受け入れに関しては、うちも、じゃ、どこにしようかと、たまたま船橋中学校と以前うちのほうに来てもらったりしてちょっと関係があったものですから、まずそこから入っていったというのと、今度の上祖師谷中学校というのは、うちのすぐ歩いていけるところにあるところなので、やはりうちの拠点にすぐ近くの中学校とも関係を持っていきたいというふうに思っていますので、一応そこから入っているという形です。

【林部会長】 ほかにいかがでしょうか。

尾崎委員、お願いします。

【尾崎委員】 お話を聞いていて、やはり商店街さんと接点を持つなんていうのは非常にいい取り組みだなと思いますし、商店街のほうから、具体的に商店街に対してどういう意見があるんだろうかというふうに聞いてきた。それに対してやっぱりアンケート調査を実施して、その方とのつながりの中でより発展させていければ、これはすばらしい事業展開になるのかなというふうに思います。

もう一つは、やはり学校との関係。中学生の職場体験ということでお話が進んだと思いますけれども、こういった取り組みもやはりこれから重要になってくるだろうと。少子化の中で、やっぱりボランティアの担い手として、中学生もその一員であるというような認識でやっていただければいいかなというふうに思っています。

もう一つは、サポーター養成講座なんですけど、これについて、どのような方がどういう形で応募されているのかちょっとわからなかったんですけども、やっぱりボランティアに今積極的に取り組んでいこうというのが、大事件があると一斉に集まるような傾向はありますけれども、日々のこういう生活の中でのボランティアというのはなかなか探しにくい状況にあるのかなというふうに思います。そういった中で取り組んでおられるというこ

とで参考になりますけれども、3 - (1) の資料を見ると、それがどういう形で展開していったらいいのかというのがちょっとこの資料からは見えないところがあります。アンケート調査などで関係する事業者、あるいは地域包括支援センター、そういったところと協力関係にあると思いますけれども、例えばモデル事業者が拠点になって、行政に対してどういうふうな役割を担ってほしいのか、あるいは、地域の関係団体、そういったところでどのような支援をしてほしいのか、そういったところがもう少し明確に出たほうが私どもはわかりやすくなるのかなという気がしております。その辺をこの表だけではちょっと見えないところがあるように思います。

例えば行政のほうは、認知症サポーター養成講座開催ということで関係をとっておりますけれども、拠点モデル事業者としては、その関係だけで行政のほうにやっていただきたい役割なのかなというのがちょっとわからないんですけれども、その辺も率直なところがあればお知らせいただきたいなというふうに思います。

【市川副ホーム長】 サポーター養成講座につきましては、年間世田谷区のほうでは4回、認知症を勉強しようという勉強会を開催しているんですね。その中で、それが対象が住民になっていまして、一番最後にサポーター養成講座が入っているというところで、まずはやはり区が大々的にサポーター養成講座を年間100名ずつやっていますので、まずそこで協力させてもらうことが一番サポーターの方を集めるのにいいのではないかとということがありました。

今、もう一つ行政のほうに協力してもらっているのが、僕はキャラバン・メイトをやっていますので、サポーター養成講座の依頼があったところに、自分が都合がつくようであれば、自分がサポーター養成講座をやりますというお話をしているんですね。その中で、何回か僕のほうでもサポーター養成講座をやらせてもらったときに、モデル事業のお話と、あとはサロン・マップの協力の依頼をさせていただくということを区のほうでお話しして、そのあたりでまず区のほうと協力してもらっているんですが、何か行政のほうにお願いというか、協力してほしいことというのは、今行っている事業の中ではやはり、今そんなに実は区と何かかかわっているということはないんですが、特に中学校の体験なんかはやっぱり区立の小学校とか中学校がメインになってくると思うので、そのあたりの情報提供とか、あと、区のほうからこういったことをやっていますという情報を伝えてもらえればというふうに思っています。

【林部会長】 ありがとうございます。

岡島委員、どうぞお願いします。

【岡島委員】 商店街の方の協力ということですが、やはり一気には難しいと思うんですね。仕組みづくりというのは徐々にいろんなことを広げていくというところで、まず認知症とはというところがわかっていない方たちもたくさんいらっしゃるわけですよ。そこで急に協力できる商店街の地図、マップなんて言われたってびっくりするんじゃないかと。ですから先ほどのような言葉が出てくるわけですね。

キーパーソン、私は以前、在宅介護支援センターにいるときに、やはり地域の方に協力していただくということで、郵便局の、そのときは、今何て呼ぶんでしょうか、局長さんとか、それから自治会の会長さんとか、その町の主だった方たちに集まっていたいて、介護者教室じゃないですけど、いろんなお話をしたりとかで顔の見える関係になってからです。何しろ、突然、マップをなんて言われても、マップにもいろいろあると思います。この前、出ました認知症の方の、その方自身のマップというお話も出ましたよね。このときは個人情報というようなことが出ましたし、それから、今回みたいに協力を仰ぐための地図。ですから、先ほど下垣先生がおっしゃいましたけど、使い方が異なる。皆さん警戒するのは当然だと思います。今お話しなされた認知症サポーター養成はほんとうに広まっていますので、その辺から徐々に徐々にかなと思っています。

【林部会長】 ありがとうございます。

牧野委員、お願いします。

【牧野委員】 私は3点ほど、地域のつながりのことと、それから、ボランティアの活用のこと、それから、サロンの位置づけについてちょっと感じたことをお話しさせていただきます。

皆さんおっしゃっているように、地域のさまざまな方々と関係性をつくるというのは非常に難しいだろうと思っています。私どもも、実は高円寺のほうで、今、モデル事業でマップづくりというのを実施してあるんですが、まさに同じような体験をしておりますが、自治会さんに、まずやはり地域会議に行きまして、こういったことを、区のほうに入らせていただきまして、やりますというお話をしたときに、やっぱり同じような反応がありました。マップをもらっても捨てちゃうよとか、防災マップももうさんざんだよみたいな、いっぱいあって大変だよというようなお話がありました。岡島先生がおっしゃるように、いきなりマップというお話は非常に、認知症という言葉自体にも逆の反応があったりするわけですね。

はたと考えまして、まず、マップとか認知症という言葉は一切言わずに、自治会長さんのところに一人ずつ全部ヒアリングに行ったんです。それは、実際に今、自治会活動がどうなっていますか、あるいは今、高齢者はどんなふうにご過ごされていますか、それをどういうふうに自治会としてやっていますかという、そちら側の土俵に入っていたわけなんです。そちら側の、あちら側の活動を全部伺ったわけなんです。そうしましたら、訪問した時点で態度が180度変わっていました。要するに、よう来てくれたと。2時間、話を聞くわけなんです。多分、自治会さんたちも非常にいろんなことをやっていて、商店街の方々も一緒だと思うんですが、それをどこかで聞いてもらえる場所というのが多分ないだろうと、聞いて評価してくれる場所が多分なかっただろうというふうに思うんです。ですから、まずこちら側の要求を示すということの前に、おたくのほうの、そちら側の活動はどんなことをやっていたらっしゃるんですか、そちらのお仕事はどんなことをやっているんでしょうかというふうな、あちら側に立って話を聞くというプロセスがあると、受け入れが非常に変わってくるという体験がありました。やはり岡島先生がおっしゃったように、集まっていたいて、まずいろんなご意見を伺いたいというところからスタートしています。ですから、このニーズのアンケートも非常にいいアイデアだなというふうに感じました。

それから、認知症サポーターの養成講座で多くの方々が参加されて、その後のなかなかフィールドがないといった現状がある中で、非常に具体的なフィールドを提供なさったことは評価できるんじゃないかなと思いました。ただ、やはりサポーターさんのできる範囲というのは、初期の方の見守りが原則だろうというふうに思うんです。そういう意味では、見守りというふうな活動については、世田谷区が選択しているかどうかはわかりませんが、認知症の家族やすらぎ支援制度というのがございますよね。その制度を利用すれば、ボランティアさんにもきちんとした研修が受けられるというのと、それから、何らかの有償として実費弁償ができるというふうな、継続につながる仕組みを利用するというのが、やはりいいタイミングでフィールドを提供してもやっぱり継続につながらないと思いますので、その次の段階は、どうしたら継続できるかというふうな工夫、取り組みと、何らかのシステムが使えないだろうかとか、そういった発想を持たれるのがいいのかなというふうに思いました。

それから3点目、このサロン、家族会を今、デイの中で、グループホームの中で行っていらっしゃるということで伺ったんですが、もしこの日曜サロン、このサロンが例えデイ

中で行われていたとしても、地域の方が気楽に寄れる、要するに地域に開かれたサロンだということが地域から見て非常にわかりやすいものであれば、地域の方々が来てくださると思うんです。それこそ初期の方がご夫婦でいらっしゃるかもしれない、親子でいらっしゃるかもしれない。一般から見て、デイがやっているという家族会に見えてしまうことがあるんです。だから、その広報の何らかの工夫を、わかりやすい工夫をしていただいて、ぜひその地域で、初期の方を連れて散歩なさっている方がふらっと立ち寄れるコミュニティカフェのような、そういう雰囲気を出せば一番このねらいに匹敵するでしょうし、それから、そういう家族が3家族、4家族集まれば、自然に家族会ができるんですね。それが本来の私たちの考える地域資源としての家族会だろうというふう考えておりますので、そういった工夫ももしできたらお願いいたします。

以上です。

【林部会長】 ありがとうございます。

岡島委員、どうぞ。

【岡島委員】 ちょうど今お話が出ましたので、具体例でございます。先ほどお話ししたような、集まっていたいて、町の方たちにご説明したり、介護のいろいろなお話をした後ですけれども、商店街の方がいらっしゃいました。それで、一日何回も同じものを買っていく方がいるんだけどというお話をしにいらっしゃいまして、やはりそれがつながっていく。信頼関係が出来れば、ていねいに見守ってくださる方が町の中に広がっていく。そして、地域包括支援センターや在宅介護支援センターに相談に来てくださる。そんなことが少しずつつながっていく。それが1つ。

もう一つ具体例ですけれども、ある認知症のデイサービスのところですが、お玄関の横のところにテラスがあってオープンカフェにしています。そこは住民の方がいらっしゃれるようなカフェになっていて、利用者と一緒に飲んだりできるような、そんなところがございます。やはりだんだんそういうような町ぐるみ、町を取り組んでということがこれから始まっていくのかなと思っております。

以上です。

【林部会長】 ありがとうございます。

ほかに何かございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは引き続きまして、モデル事業における個人情報の取り扱いについて検討したいと思います。

第3回の仕組み部会において、グループホームきずなから認知症高齢者在宅マップの作成を計画しているとの報告がありました。この場合、拠点モデル事業者が地域の高齢者の個人情報収集していくことが必要となるわけですが、適切な個人情報の取り扱いについて、同様の取り組みの参考となるよう検討していきたいと思っております。

まず、事務局から2点、前回のグループホームきずなからの報告を受けて、委員から出された主な意見、それと、個人情報保護法の概要について説明していただきます。よろしくお願ひします。

【村田幹事】 それでは、資料3-(2)、それからあと、参考資料のほうもご用意していますので、順に簡単にご説明したいと思います。

この個人情報の取り扱いの問題というのは、前回の部会でもちょっと話題になりましたけれども、実は個人情報保護法が施行されて以降、福祉ですとか、介護、あるいは医療現場で非常に取り扱いに苦慮している部分かと思ひます。法で書いてあること、条例で規定をしていることと実際の運用という場面ではなかなか乖離もあって、多くの現場、あるいは我々行政も含めてなんです、その取り扱いには苦慮しております。その一方で誤解をされている部分もあるんじゃないのかなと思ひます。この仕組み部会においては、モデル事業を進めていく過程で、やはり個人情報の取り扱いというのは避けて通れない問題であろうと思ひまして、今回1回ですべての結論が出るわけではないんですけども、これから並行して各モデル事業が進行してまいりますので、一度この点について、会の中でご議論をいただければと思ひまして、資料をご用意させていただきました。

まず、3-(2)の「前回出された主な意見」というところから入りたいと思ひます。前回、きっかけはグループホームきずなさんの在宅マップですね、その情報収集と活用というところからこの話の発端はあったかと思ひます。

その際には、これは元橋委員からのご指摘でございましたが、個人情報収集の際にはまず利用目的を明らかにする、これが大前提であると。利用目的を仮に明らかにしていない場合であっても、身体、健康上の問題があるという例外条項というのがあるんですね、後ほどご紹介させていただきますが、それが適用できる場合があるというふうなご指摘がございました。これはいわゆる個人情報保護法の解釈という問題であるかと思ひますけれども、実際にこのきずなさんのマップをつくるという過程、それから、つくった後どうなるのかということについてもご意見がありましたけれども、あまり広域を対象とせず、見つかったらすぐに支援だとか見守りに入れるぐらいの、顔の見えるエリアで作成をして

ほしいというご意見がありました。また、周囲が手を差し伸べることができるような環境をつくらないと、逆に言えば、本人も、そのマップに自分の個人情報を載せようという気持ちも起きないと。なので、個人情報を取り扱う場合には、本人や家族にとっても実際に役立つだけの環境も同時に構築されているという必要もあると、そういうご意見が前回あったかと思います。

今回の検討の趣旨なんですけれども、拠点モデルにしても、それから、ネットワークモデルにしても、地域の高齢者の見守りのためのマップの作成、あるいは、徘徊のためのネットワークの構築というのを考える際には、1つの考え方としては、より多くの関係者が個人情報を共有したほうが具体的かつ個別の支援に結びつけやすいと、そういう考え方が一つとれるかなと思います。しかし、その一方で、近年の個人情報に関する住民の方々の意識の高まり等からも、安易な情報のやりとりを行うべきではないと、これも一つご意見としてはあるのかなと思います。そこで、こういうケースについての適切な個人情報の取り扱いについて検討していただければと思っております。

その前提としまして、個人情報保護法の概要をご説明したいと思います。3の(1)でございます。概要、目的でございますが、本来は情報化社会の進展に伴って、自分の個人情報が知らないところで利用されているというようなケースが著しく拡大したために、個人情報の有用性にも配慮しつつ、個人の権利利益を保護するということがこの法の目的でございます。

(2)なんですけれども、この個人情報保護法においては、15条、16条のところで、利用目的の特定、それから、利用目的の制限という規定がございます。まず、1点目、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならないという考え方があります。そして、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取り扱いというのは、原則として禁止をされておりますが、例外規定がございます。

その例外規定が、この下の囲みにある「例外」と書かれた4条件でございます。1点が、法令に基づく場合。それから2点目、これが前回、元橋委員からご指摘のありました、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。そして3点目ですが、公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人同意を得ることが困難であるとき。そして4点目が、国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を

遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときと、この4つの条件に合致する場合には、例外規定として目的外の利用ができるという規定でございます。

また、その次ですけれども、適正な個人情報の取得、さらに取得に際しての利用目的の通知という条文もございます。ここでは、個人情報を取得した際には、速やかにその利用する目的を本人に通知する、あるいは、公に公表しなければならないという規定がございます。また、本人から直接書面で個人情報を取得する場合には、あらかじめご本人に、何のために使うのかという目的を明示しなければならないとされております。ただ、この場合にあっては、人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでないと、こういう規定がございます。

それからもう一点ですけれども、本人の同意を得ないで、その方の個人情報を第三者に提供するということは、原則としてこの法では禁じられております。ただし、本人の同意を得なくても提供できる場合がございます。これは先ほど15条、16条のところでご紹介いたしました目的外利用の例外規定と同様の条件でございます。また、何が第三者なのかということも解釈が分かれるところかと思うんですけれども、一番下のところに「」で「第三者に該当しない場合」という記載がございます。ここでは委託の場合、それから、合併された場合、あるいは特定の者との共同利用の場合、これについては第三者提供とはみなされないという考え方が示されております。

参考資料1としまして、個人情報保護法の条文を用意しております。これは、後ほどご議論いただく際の参考にしていただければと思います。

もう一点、事務局のほうから、議論に際して事前にご説明しておきたいことが参考資料2でございます。ネットワーク、これから構築をしていくものなんですけれども、ネットワークの担い手として最低限考えられる幾つかの機関がございます。これらは、ネットワークモデルのほうでも、拠点モデルのほうでもしばしば登場する機関であるわけですが、それぞれの機関がどういう位置づけになっているのか、個人情報の取り扱い上もどういう位置づけになっているのかということをごさらいをしておきたいと思っております。

まず、しばしば出てきております地域包括支援センターでございますが、これは平成18年4月施行の改正介護保険法に基づきまして設置をされた機関でございます。設置主体でございますが、実は直営型、区市町村の直営による地域包括支援センターと、それから、区市町村から委託を受けた場合、委託型というところでございますが、双方の地域包括支援センタ

ーがございます。10月1日現在で東京都内には331の地域包括支援センターがございますが、東京都内の実情としましては、この1の設置主体(2)の委託を受けたもののほうが圧倒的に多いという実情でございます。ただ、地域包括支援センターが行う業務自体の責任の所在はどこにあるのかといえますと、これは委託先ではなくて、責任主体はあくまでも区市町村という位置づけでございます。

それから、どういうところに委託ができるのかということなんですが、老人介護支援センターの設置者その他省令で定めるものということで、一般には社会福祉法人、医療法人、あるいは、この分野で実績のあるNPO、あるいは株式会社、有限会社、それぞれに委託が可能です。それから、同一区市町村内に複数の地域包括支援センターがある場合には、それぞれ異なる法人に委託をするということも可能です。現に東京都内の地域包括を見ますと、同一法人に複数の地域包括支援センターを委託しているという事例はなく、それぞれ異なる法人に地区内の地域包括の業務を委託しているというのが実情でございます。

地域包括支援センターの主な職務でございますけれども、介護保険法に基づきます包括的支援事業、これが主な職務でございます。この包括的支援事業の際にさまざまな高齢者の方に関する総合相談支援、この中には当然、認知症の方に関する相談支援も含まれます。そこから必要なサービスに結びつけるという役割もございます。さらに、認知症の方と極めて関わりの深い高齢者虐待の防止、早期発見、対応等もこの地域包括の主な職務でございます。

なお、この地域包括支援センターに関しましては、その職務を遂行するに当たり、設置者、それから職員、それから職員だった者、これは直営であれ、委託であれ、すべてなんですけれども、守秘義務の規定があります。

参考としまして、サブセンター、ブランチというものをご紹介します。実は地域包括支援センターには、さらにそのぶら下がりの組織のような形でサブセンター、あるいはブランチというものが存在しております。ただ、この位置づけが違うので、こちらは整理をさせていただきたいと思えます。

まず、サブセンターでございますけれども、在宅介護支援センターに併設する地域包括支援センター(本所)の支所をサブセンターというふう位置づけます。本所とこのサブセンターをあわせたセンター全体として人員配置基準を充足しているということが要件でございます。また、本所が統括的な機能を発揮しつつ、それぞれのサブセンターが、2の

主な職務で挙げました包括的支援事業の4機能を適切に果たすことができれば、サブセンターとして成立するという次第でございます。したがって、サブセンターに関しては、地域包括支援センターと一体的なものとしてみなすことができるかと思えます。また、その職務、機能、権限についても、これは、本所たる地域包括支援センターとほぼ同様というふうにみなしてよろしいかなと思えます。

一方のランチでございますけれども、地域包括支援センターが包括的支援事業をすべて取り仕切るわけでございますが、そうはいえども、相談の窓口はできるだけ身近なところにあったほうが良いということで、地域包括支援センターにつなぐ窓口としてランチの設置をすることも認められております。この場合ですが、地域包括支援センターと別法人による設置も可能というふうになっております。なお、地域包括支援センターが総合的に取り組むべき、2番の(1)から(4)の包括的支援事業を部分的にこのランチに委託するということは認められませんので、あくまでもランチというのはワンストップの窓口で、地域包括につなぐというのがその役割でございます。

これが地域包括支援センターでございます。

それから、在宅介護支援センターという制度もございます。これは、老人福祉法に基づく制度ですけれども、設置主体は、地域包括同様に区市町村ないしは区市町村から委託を受けたものというふうになっております。業務としましては、基本的に言えば、その地域の高齢者の実態を把握して相談するという意味においては、地域包括支援センターとほぼ同様の役割、職務があるというふうに考えればよろしいのかなと思えます。ただ、制度としましては、在宅介護支援センター、現行も残っておりますけれども、東京都内の現状を見ますと、大半の在宅介護支援センターは、地域包括支援センターないしはそのサブセンターに移行しているというのが東京都内全体の状況でございます。ただしなんですけれども、地域包括支援センターのランチとして在宅介護支援センターが現存も機能しているという事例は多々あります。現存の地域包括支援センター・ランチは、大半はこの在宅介護支援センターでございます。

参考までにですが、グループホームきずなさんの法人では在宅介護支援センターを有しているというご報告があったかと思うんですが、グループホームきずなさんの運営主体である創隣会の在宅介護支援センターというのは、この地域包括支援センターのランチではありません。つまり、従来制度上の全く独立した相談機関としての在宅介護支援センターであるという点も前提条件としていただければと思います。

最後になりますけれども、民生委員でございます。これもしばしば民生委員の参加とか活用と出てくるわけなんですけれども、民生委員の位置づけですが、都道府県知事の推薦によりまして厚生労働大臣が委嘱をするという位置づけになっております。身分ですが、実は、厚生労働大臣が委嘱するんですが、都道府県の公務員という位置づけになっております。

主な職務(1)から(6)とございますが、要するに地域での日常的な生活支援を要する方への助言、相談対応、それから、必要に応じて行政機関等の窓口につなげるという役割を民生委員の方に担っていただいております。また、個別に民生委員の方に業務をお願いして実施をしているという事例もたくさんございます。なお、民生委員の方に関しましても、その身上に関する秘密を守るという守秘義務のような規定が、民生委員法の中では明記をされているという次第でございます。

以上、説明が長くなりましたけれども、個人情報保護法の考え方、それから、このネットワークづくりに際しての主な担い手の位置づけについてご紹介させていただきました。よろしくお願いいたします。

【林部会長】 ありがとうございます。

元橋委員から何か補足等ございますでしょうか。

【元橋委員】 医療、介護事業者に関する個人情報の取り扱いについては、厚生労働省からガイドラインが出ております。それはインターネット等でとれますので、ぜひご覧ください。それからあと、法の規定が、15条等がいわゆるポジティブリストですね、これは集めてもいいというふうなところが書いてあって、それ以外だめだという書き方なので、そこに載っていないとだめなのかなというふうに見えてしまうんですけれども、法律のほうのポジティブのリストが全部できているわけではないですし、ガイドラインなどを見ますと、非常に限定的に書いてあるように見えるところがなかなか読みにくいところなのかなという気がしますので、ガイドライン自体に載っていないから全部だめだという解釈でもないというふうに思えるところがあります。

以上です。

【林部会長】 ありがとうございます。

今回、検討していくに際して、幾つか論点を整理しておく必要があると思います。皆様のお手元に席上配付させていただいております、「モデル事業における個人情報の取り扱いについて」議題メモというのがあります。3点ありまして、これをちょっと読み上げさ

せていただきたいと思います。1「認知症高齢者在宅マップ」作成にあたっては、掲載を希望した本人やその家族を対象とするのが原則である。一方、見守りを必要とする高齢者には、同意を取ることが難しい高齢者も含まれる。そこで、(1)本人の同意がある場合のみが収集の対象となるのか。(2)本人から同意を取れない高齢者の情報を収集する適切な方法はあるか。これが1点目の論点であります。

2点目ですが、また、今回の「グループホームきずな」は、同一法人が在宅介護支援センターを併設しているが、(1)グループホームとして在宅介護支援センターから情報を提供してもらうことは可能か。これはきずなさんを念頭に置いて、きずなさんの同一法人が経営している在宅介護支援センターから、グループホームのきずなさんへの情報提供が可能かという論点であります。(2)可能な場合はどのような手続が必要になるか。

3点目であります。さらに、在宅介護支援センターや地域包括支援センターを併設していない介護サービス事業者が同様の取組をする場合には、どのようにして情報を収集したり、関係機関から情報の提供を受ければ良いのか。

以上、事前に整理した論点はその3つのことであります。

以上の論点に関連して、また、委員の皆様のふだんの取り組みにおいて、個人情報の取り扱いで困っている事例ですとか、疑問に思われていることがありましたらご意見をいただいて、そして、議題メモに沿いながら議論を進めていきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。何か。

まず、議題メモの1点目から、もしご発言がありましたらちょうだいしたいと思うんですが。これはちょっと復習になりますが、元橋委員から、まず1点目について、本人同意がある場合のみが収集の対象になるのかどうかという……。

【元橋委員】 これは、どの立場で物を見るのかという問題があるんですね。本人の立場で物を見るのか。ただ、ここではきずなさんから出てきた問題だということですから、個人情報取り扱い事業者であることを前提としたきずなさんが、どのような対応をしているのかという問題だというふうなことで考えたいと思います。きずなさん自身としての問題として。

そして、情報収集の問題ですから、どこから集めるかという問題で、別に本人から集めるとは限っていないわけで、見てきたらわかりました、いるのはわかっていますと、そういった場合に名前とかリストとかをつくっていいのか、個人情報の収集の問題ではないかと思えます。そうしますと、法の15条と16条の問題ということになりまして、15条

の明確な目的の範囲内で情報を取り扱わないといけないということ、そして、明確な目的の範囲内であれば情報を集めていいということになりますから、別に同意がないからといって集めてはいけないということには解釈上なり得ないのではないかと。条文のほうで解釈ができると思います。

ちなみに15条に関しましては、先ほど申しましたガイドラインのほうで、介護事業者が通常取り扱うふうな事業として、介護関係者事業の場合として厚生労働省のガイドラインに載っている通常の業務としては、当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護事業者等との連携サービス、サービス担当者会議、照会への回答というふうなところで、個人情報の取り扱いをするというふうなことも載っていますので、ただ、これで明確な解釈ができるかどうかというと少し疑問はあると思うんですけども、一定の業務の範囲内で、正当な業務の範囲内で取り扱う、本人からもらうとは限らない情報を集めるということだけを見れば何ら問題はないだろうということになると思います。

【林部会長】 きずなさんの場合も、ほかの事業者も同じだと思いますが、利用目的をまず特定するということが第1点ですか。

【元橋委員】 そうですね。第1点としては、15条の問題として、見守りマップということで、いざという場合、または支援のために、目的ということを取り扱って、それに必要最低限の範囲の情報を集めるということであれば、別に本人から集めるだけの問題ということにもなりませんし、本人が同意がないから集めてはいけないということを書いてある条文上の問題もないということになると思います。

【林部会長】 今、1点目の論点について、まず、事業者がその利用目的を特定して、その利用目的の範囲内で情報収集するというのであれば、この例外事項などもきいてきて、そのことが、あっ、正確ではないかもしれない……。

【元橋委員】 例外事項の問題ではなくて、本来の目的の範囲内の使用ということになりますから、例外じゃなくて、そもそも取り扱うということになりますので、取り扱ってはいけないという原則があって、その例外というわけではなくて、これは当然取り扱うものだということになりますから、例外ということではないですね。

【林部会長】 ありがとうございます。

それでは、横道委員。

【横道委員】 前回でも、このきずなさんのマップというのがすごく私も印象的に記憶してしまっていて、ほかの委員さんからも、「パンドラの箱をあけるような形にならなければよ

いけれど」という一言も、すごく自分自身の印象に残っています。今回この高齢者在宅マップをつくり、そのマップをどこが保管して、どこが持つのかという点も、慎重にすべきではないかなと思います。

また、この「マップ」という言葉自体も、ちょっと表現的に、ほかの地域資源のマップという「マップ」と意味がかなり違って、きずなさんのマップは、在宅にどこにいらして、それをどう支援につなげるときに活用していきたい、いわゆる緊急の場合も含めて本人のために生かしていきたいという目的のものなので、マップはマップなんですけれども、目線が違うと思います。ちょっとうまく言えないんですけど、言葉自体も誤解をかなり生みやすい表現なのではないかなというのを、前回、すごく感じたんですね。ですから、目的を明確にして、利用の仕方についても、利用する側を限定するのか、例外規定とか設けずに、マップを使えるということにするのか、モデル事業としての検討の足がかりも、そこからだと感じています。「マップ」という表現自体もちょっと工夫すべきで、誤解を生みやすいかなと思います。利用者さんから情報をいただくときもそうですし、それをいただいたものが支援につなぐという意識でも、マップという位置づけで見る地図というのではちょっと違うと思うので、そういう視点を盛り込んでいただければというのが意見です。

【下垣副部長】 目的というところでは、支援ということだけではあまりに少し大き過ぎるものになりかねないのかなというのが印象としてはあるんですけども、一応、参考までになんですけど、川崎市の中では徘徊SOSのためのマップを持っていたりするんです、マップが実際の活動としてあるんですね。ただ、そのときというのは、ポイントが2つあると思うんですけど、1つは、徘徊のときのやっぱり緊急時の対応ということが前提となっているということが大きいんだと思うんですね。当然それは、この情報が警察に回るとか、そういうことも含めた上での目的や、それに関する同意があるんだろうというのが1点と、あともう一つは、ワンクッションあって、行政が自動的に集めたりするという形じゃなく、その間にやはり認知症のネットワーク、サポートネットワークみたいな形の民間の人たちの活動がバックボーンにあったりするということで、要するに家族や本人ということからダイレクトにつながっているだけでもないということもあるんだろうというふうには思うんですけども、機械的に集めたものではないようなことは伺っています。正確じゃない情報で申しわけないんですが。

ただ、いずれにしろ、考えていくときに、目的の絞り込みというのはできるだけ明確にしたほうがいいのではないかなという印象は持っています。

【林部会長】 ありがとうございます。

岡島委員、どうぞ。

【岡島委員】 マップをつくることはほんとうにいいことだと思います。そして、法律的にも、つくること自体は触れない。私たちも資料はいっぱいつくります。どの程度の数をつくって、それをどのように使うか、だれが持つか、もしそれをネットワークで活用するとなったら、絞り込んでいかないと危ないかなと思います。

【林部会長】 ありがとうございます。

村田課長。

【村田幹事】 ちょっと補足をさせてください。

きずなさんのマップの何のために使うのかというところを改めておさらいをしますと、基本的には見守りに使うんですね、近隣の方々と、それからきずなさんを軸とした近隣のネットワークで。ですから、生命、健康にかかわるような緊急時とは限りません。それから、イメージとしてはなんですが、民生委員の方だとか、隣り近所の方だとかがばらばらに持っている情報というものがあると思うんですね、徘徊リスクのある方の。その情報をきずなさんのほうで集めて、あらかじめそのネットワークの構成員として参加が想定される、参加が確約された方たちの中で、定期的に訪問をしたり、確認をしたりというために使用するというのが、きずなさんが今持っている使い方のイメージだそうです。

【林部会長】 ありがとうございます。

【下垣副部会長】 ですから、つまりそこまで明確にしたことに関して、できればやはりそれに同意をしていただく、同意をしていただいた方を対象にしているほうが現実的というか、ものになるのではないかなというふうに思うんですけれども、私の意見としては。

【村田幹事】 それは、目的からしてということですか。このきずなさんがイメージされている見守りというんでしょうか、その目的に照らすという……。

【下垣副部会長】 目的がそこまであるわけですから、つまり本人の同意がとれないという形のところまで広げるよりは、むしろ本人やご家族を含めてになってしまうかもしれないですけど、やはり基本的に同意が得られた方のみを対象にするということが前提、そこで本人の同意がとれない場合どうするかということが残るとは思うんですけれども。

【元橋委員】 個人情報保護法の問題とはそれはもう全然関係ない問題ですよ。無関係な問題で、政策論で、同意がとれない人は放置しておくという政策論をとるのかどうかという問題だと思います。個人情報保護法の問題とは無関係だと思います。個人情報保護

法では別に、リストをつくる、正当な目的でリストをつくるというだけのことであれば何の問題もないわけですから、それはどうぞお作りくださいと。それで漏らすだとか、また、第三者に出すだとかというところになると、それ相応の必要性の吟味が必要だということになると思いますけど。認知症ですから基本的には判断能力が低下していることが前提となりますと、本人の同意というのにどの程度の意味があるのか、また、家族の同意というのに法的な意味があるのかどうかさえ、私どもの立場からするとさっぱりわからないということになります。

【下垣副部長】 ですから、リストをつくらない、つくるという話ではなくて、マップにして、それを今回のこのネットワークの事業の中で活用するというレベルのところまで考えたときにということですね。

【元橋委員】 政策論であれば……。

【下垣副部長】 政策論というか、ここで今、検討しているテーマはそういうテーマだと思うので、リストをつくるか、つくらないかという議論ではないと思うんですね。

【村田幹事】 リストをつくって、使うわけですよ。きずなさんだけがそれを使うのではなくて、ネットワーク構成員が使うと、使って見守りをするというところが焦点だと思うんですよ。そこが取り扱いとしてどうなのかという問題ですね。

それからあと、ここではちょっと事務局のほうから発言するのも何ですが、実は地域包括支援センターの業務マニュアルというのがあるんですよ。そこで個人情報の取り扱いについても規定がされているんですけども、例えばですけども、高齢者虐待ですとか、あと、消費者被害のような事例を発見した場合には、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なときに該当するものというふうに業務マニュアル上は明確に規定をされているんですが、認知症の方であって、なおかつ徘徊というリスクがある方が、この虐待事例だとか、消費者被害のような事例で、生命、身体、財産の保護のために必要がある場合というのに該当するのかどうかという、そういうご意見も事務局としてはちょうだいしたいなと思っているところです。地域包括の業務マニュアル上は、実は認知症の徘徊ということは例示として書いていないんですね。例示は虐待と消費者被害なんです。

【林部会長】 論点が、またちょっと幾つか錯綜してきたので、少しでも前進したいので、全部できるかどうかわからないんですが、ここまでの議論を整理したいと思います。まず、きずなさんが個人情報取り扱い事業者ということになって、そこで目的を明確にし

て情報収集するということは何ら問題がないと。そこまではいいと思うんですね。収集して、それをマップと呼ぶか、個人情報保護法では個人情報データベースなんていう言葉があって、それが定義されているんですけど、そういうものを配布するというか、取り扱い事業者以外の手元になればマップの意味がないので、それをしているのかというあたりなんですけど、そこはちょっとどう解釈したらいいんでしょうか。

元橋委員、個人情報取り扱い事業者以外が、個人情報データベースなるマップを持っていていいのか。

【元橋委員】 今度は、きずなさん自身が使うという問題であれば、15条、16条という問題なんですけれども、きずなさんから第三者に出るということになると、第三者提供の制限、23条の問題ということになります。23条の条件というのはかなり限定されているんですね。そういった意味では、きずなさん自身で使うところと、23条の制限、また、23条の提供と言えるかどうかという範囲の問題が次に出てくるので、提供という、この例外条項に当たる可能性がかなり低いのではないかなという気がします。提供と言えないで、自己使用だと言える範囲であれば何とかなるんじゃないかと思うんですけれども、委託ですとか、そういったものは入らないというふうな明確な規定がありますので、ただ、皆さんでやるので委託と言い切ってしまうのも、何となく、かなり抵抗感がありますので、その辺はちょっと明確には答えられないというところがあると思います。

【林部会長】 そうすると、せっかくつくったマップなり、個人情報データベースが、きずなさんが持っている分にはもちろんそれは問題ないけれど、ほかの人に見せられないということになるんですかね。

【元橋委員】 そうとも言い切れないですけどもね。

【林部会長】 岡島委員。

【岡島委員】 それから、認知症の方でもそのレベルにもよって、かならずしも徘徊があるとは限りませんし、また、例えばこういう方もいらっしゃいます。ご家族が、あまりご近所には知られたくないと思っている。私はやはり利用者さんと接している側としては、ほんとうに慎重な検討が必要だと思います。

【林部会長】 牧野委員。

【牧野委員】 先ほど横道委員がおっしゃったように、マップという言葉が非常に混乱を招くだろうと私は考えます。まず、マップというのは分布で、プロットしてあるわけですね。そのプロットがなぜ必要なのかという問題だと思うんです。もし、きずなさんがそ

の地域傾向を見たいというような意味合いがあるとしたら、分布図というのは必要かもしれません。

現場でほんとうに何が必要かということを考えたときに、私は、よく皆さんからお話を聞くのが、民生委員さんや見守り協力員さんが同じ人にかかわっている、なのにそのかかわっている人が見えないというのを現場で聞くんですね。そうすると、本人を取り囲む周りの人たちが見えるのがほんとうは必要なんじゃないか。要するに、本人を取り囲む支援ネットワークが構築するための資料であれば必要なものであって、だから、本人を囲む円が幾つかできて、その円が独自で運営できれば、でき上がればそれでいいんだと思うんです、かかわっている人に見れば、その近隣の人や民生委員さんは。個人レベルで自分がかかわっている人と、かかわっているほかの支援者が見えてくれば、それでいいんじゃないかなと思うんです。ですから、私は、それはマップにする必要があるのであれば、それはきずなさんどまりでいいのではないかなというふうに考えます。

以上です。

【下垣副部長】 1つだけ、前提としては、認知症があることはイコール徘徊があるということではないということは前提としてあるんだろうと思うんですね。いろんな地域調査からはっきりしていることだと思うんですけど、在宅に居住している認知症の人の実態調査で見ても、認知症の周辺症状の中で、徘徊の出現率が一番高いというわけではないわけですね。

もう一つ問題は、徘徊イコール危険かということ、徘徊の定義にもかなりよってくる場所があるということですね。家族にとっては、家の周りを回ってくるのを徘徊と言う人もいたりしますけれども、實際上、散歩とどこが違うのかということにもなってきますし、迷子になって事故に遭うという危険性という人のリスクが、認知症イコールでは必ずしもないということがあるということは、どうしても、何を見守るのかというときには前提としてはあるんだろうと思うんですね。

【林部会長】 ちょっと事務局とご相談ですが、時間がこういう時間なんです、この先の進め方、まだもうちょっと別の議題も残っているんですが……。

【村田幹事】 時間としては、委員の皆様方がご都合がよろしければ、会場の制約はございませんので、若干延長していただいてもよろしいかと思います。

【林部会長】 今の少し議論が進んでまいりまして、復習しながら言いますと、まず、個人情報取り扱い事業者として、きずなさんが利用目的を明確にして情報収集され、そう

いうデータベースというか、マップというか、それをつくることは何ら問題がないだろうと。ただ、それを第三者に配布という、第三者に提供というところでは非常に微妙な問題があって、個人データを第三者に提供する場合の制限というのが個人情報保護法の第23条にあって、幾つか、こういう場合は例外になるというのが挙っているんですが、それに該当するかどうかというのもちよっと微妙であるということになりました。

そもそも何のためにマップをつくるのか、そのマップを活用するのかという、そもそも論もあるわけでして、ですから、そこのことを考えると、徘徊の見守りということであれば、マップをつくるということの優先度が、認知症の高齢者を支援するということで、最優先の対策かどうかはわからないし、また、徘徊したからといって、直ちに身体とか財産に危険が及ぶということにもならないだろうということで、配布というか、データの第三者への提供というあたりに関してはちょっと慎重に、そもそも何のためにマップをつくるのかというあたりももう一度よく吟味する必要があるんじゃないかという、そんな雰囲気になんかちょっとまとまっているのかなとも思うんですが、私のほうで少し無理やりまとめたのかもしれませんが、いかがでしょうか。

紙崎参事。

【紙崎参事】 行政の立場からの発言なんですけど、行政の場合、今、災害要支援者対策という形で大きな問題になっています。そのときにまず第1回目にやるのは、まず見守りの名簿掲載に同意する人に、手を挙げてもらいます。ただ、緊急事態になるとそんなこと言っていられませんか、多分、阪神・淡路大震災のようなときは住民基本台帳から全部打ち出しますね。ですから、これはさっきも言ったように、個人情報保護法のレベルも超えて……。ただ、日常的にどうするかといいますと、1割程度しかまず手を挙げないだろうということが想定されています。

そうしますと、具体的な事例になりますが、その町会は、商店街の関係の町会、その中で介護予防部会とかいろいろ見守りのしくみをつくっているんですね。1軒1軒もう把握しているわけです。そこは地図には落としてありません。みんな頭の中に入っている。ですから、私は、先ほどから言った顔の見える関係づくりさえすれば、そんな地図に落とす必要はないでしょ、もうどこにだれがいるか分かっている。逆に、住基情報の場合、信用はできないんですね。世帯分離とか、そういう手段で使ってることもありますので。ですから、ほんとうに役に立つのは顔の見える関係づくりです。ですから、その関係づくりの中に事業者さんも入れれば、わざわざ地図に落とす必要はないと思っています。

そうしないと、もし地図に落とした場合、ひとり暮らしで、そこにだれかが侵入しようとしたら犯罪にも関係する。1人しか住んでいないんですね、という形になると思いますので。

【林部会長】 ありがとうございます。

それは、ある意味前向きな、マップということではないけれど、顔の見える関係づくりということで、個人情報保護法も全く関係ないということですね、そういう支援体制というのは。

ほかに何かございますでしょうか。

中島委員代理。

【中島委員代理】 先ほど牧野委員がおっしゃったこととかなり近いんですけれども、先ほどからいろいろありました、やっぱり何を目的にするかということと、あとは、この第1条の目的のところ、「個人の権利利益を保護する」というのが主目的に、この個人情報保護法はあると思うんですけれども、やはり本人の支援をする、本人の暮らしを支えるということがその利益と反するものであるのであれば、やはりそれを考えなくてはいけないと思うんですが、個人が支えてもらうところの中で、たとえ合意がなくても顔の見える、先ほどおっしゃったものがあれば、可能性として、マップというものに落として配るような範囲ではなくて、その中ではなくて、個人を中心に、地域資源ですとかいろいろんなものを示して、それが共有されているというものであるぐらいの範囲で支援というものは実際に行われると思うので、この地区の中にこの人とこの人とこの人が支援が必要ですというふうに配るものとして考えずに、この問題をとらえたらいいのかなというふうに思います。

【林部会長】 岡島委員。

【岡島委員】 多分、支援の必要な独居高齢者に関しては、地域の掘り起こしが始まって、地域包括支援センターと民生委員や関係機関の間でネットワークができていると思います。ですから、牧野委員もおっしゃったように、その方にとってどういう資源が、取り囲んでいて、どのような資源が不足していて、必要か、そういう視点で見ていくのが必要だと思います。

【林部会長】 ありがとうございます。

尾崎委員。

【尾崎委員】 認知症の方をどういうふうに支援していけるかということで仕組みをつ

くる会議なので、情報の取り扱いについても前回ちょっと発言させていただきましたけれども、要は支え合う仕組みですから、情報の共有がなければその仕組みはできないというふうに思っております。そこで情報の活用をどうしていくかというときに、その情報をどういう内容で、どういう範囲で、そして情報が漏れたときどうするんだということが明確でないと、情報がひとり歩きしてしまう。それによって、利用者に不利益をこうむる、そういうったことがあり得るのではないかというふうに私は思っているんですね。

だから、法的にやっぱり解決しなきゃならない問題がここでは潜んでいると思います。ネットワークをつくるというのはやはり仕組みの上では大切だと思うんです。それには情報共有が前提になりますから、それを果たす上にはどういうふうな制度的な構築をしていくかということ、法のレベルでもちゃんとつくっていかなくちゃいけないというふうに思っています。1つのきずなさんの例でございますけれども、これは全体的に言える話だというふうに私は思います。

【林部会長】 ありがとうございます。

ほかに何かご意見は。

それから、先ほど村田課長から情報提供されました、地域包括支援センターはガイドラインでしたっけ、もう一度ちょっと……。

【村田幹事】 業務マニュアルですね。個人情報の取り扱いについて定められております。ちょっとここで披露させていただくんですが、地域包括支援センターがみずから高齢者の方の情報を得るということはまず第1パターンとしてあると思うんですね。その場合ですけれども、地域包括がみずから集めた情報を、支援に必要な範囲の関係者、その中に多分、民生委員の方とか、いろんな関係機関の方がいらっしゃるかと思うんですが、そういう関係者に対してこれらの情報を提供してもよいかどうかについては、あらかじめ本人の同意を得ておくことが必要ですというふうに、国が作成をした地域包括の業務マニュアルの中には書いてあるんですね。

それから、あとは逆パターンとしまして、地域包括みずから高齢者の方の情報をすべて集め切れるものではありませんので、その地域の医療機関だとか、民生委員、あるいは在宅介護支援センター、自治会、それから、社協等々を経由して情報が入ってくるということもあるかと思えます。じゃ、その場合には、地域包括に情報提供する際に、提供する側にどういうことが求められるのかということも、この業務マニュアルの中では定めておられるんですけれども、第三者たる地域包括に情報提供する可能性があるということについて

も、あらかじめ高齢者等に伝えて、同意を求めておくことが必要であるというふうに国のマニュアルでは書いてあるんですね。さらに、こうした同意については、トラブルを防止する観点からも書面で求めておくことが望ましいとまで書いてあると。これが実は実態なんですね。要するに、これに基づいて地域包括は日常業務を行い、なおかつ地域とのネットワーク構築、あるいは、情報の共有を図っているということです。

ちょっと今までのお話からすると、かなりこの業務マニュアルの書いてあるレベルというのは厳し目のレベルで書いてあるのかなというふうに思うんですね。ですから、ガイドラインで書いてあることと、それから、この業務マニュアルで書いてあることの差が何なのかということも、多々ご意見はあるのかなと思っておりますが、一応厚生労働省のつくったこのマニュアルで、今、全国の地域包括は業務をやっているというのが実態としてあると思います。

【林部会長】 地域包括支援センターは、地方公共団体が、あるいはそこに委託された事業者ということですから、きずなさんよりさらに法的には……。

【村田幹事】 委託であったとしても、いわゆるグループホームとしてのきずなさんよりはるかに公的な位置づけであって、なおかつその情報を把握していたり、活用ということについては、地域包括はそれでもまだ柔軟性は認められているんですが、それでも国のマニュアルの中ではこのような規定がされているんですね。

ただ、区市町村のほうから地域包括に情報提供するということは、これは地域包括支援センターが包括的支援事業を行う上で必要な情報提供に当たりますので、実際その区市町村によってはなんですが、ひとり暮らしだとか、孤立しがちな高齢者の方について、その方が使っていらっしゃるサービスだとか、いわゆる地域でかわりがありそうな、例えば何かのサービスを使っているとか、そういう情報について、地域包括に一括して情報提供して、地域包括に管理をさせていると、そういう事例はございます。

【林部会長】 今日の段階でできるだけ、グループホームきずなさんが実際にこのモデル事業をやりかけていますので、今後の進捗について、こちらの仕組み部会として、何らかの答えというか意見を言えたらいいなと思っていたんですが、この段階でまとめると、グループホームきずなさんが責任を持って、個人情報取り扱い事業者としてそういうデータベースを作成されることは何ら問題ないけれど、それをどのように配布するか、活用するか、あるいは、第三者に提供するかというあたりではちょっと慎重にやったほうがよくて、それは行政とも、あるいは、地域包括支援センターともちょっと連携しながら、そも

そも何のために見守りマップをつくるのかといったあたりで、マップという形態にとらわれない支援の仕組みをもう一度検討していただけないかというようなことになるのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

元橋委員。

【元橋委員】 あと、個人情報にしないということですね。特定されないようにするとかいうことは方法としてはある程度考えられるかもしれないと思うんですけども、そこがどこまでやれば個人情報が特定されていないとなるのかというのが、なかなか具体的なところでは難しいところがあると思いますけれども。

【林部会長】 岡島委員。

【岡島委員】 先ほど村田課長から地域包括支援センターについてのご説明がありましたけど、ケアマネジャーもサービス担当者会議とか、個人情報を使うときは、必要最小限で使うという同意を契約書で必ずいただいております。事例等を出すときでも、また新たに同意書を書面でいただいております。

【林部会長】 ありがとうございます。

では、個人情報にかかわるそういうマップづくり、データベースづくりに関しては必要最小限ということにして、その個人情報に頼らない形での地域の見守り体制とか、それは顔の見える関係づくりというのは可能ではないかと思うので、そのあたりをぜひ研究していただきたいといった、それをきずなさんに、もちろんきずなさんだけではないんですが、ここでは、ちょうどこの部会の議題であるきずなさんについてはそのようにお願いするというふうにしてはどうかなと思うんですが、よろしいでしょうか。

それでは、ちょっとここはまだまだ研究の余地があるんですが、この段階で少し私のほうでまとめさせていただきました。

それでは、少し残った議題に進みたいと思いますが、個人情報を離れまして、最後の議題になります、平成20年度の仕組み部会の進め方について、審議をお願いしたいと思います。

19年度の仕組み部会は本日が最終となります。そこで事務局から、20年度の進め方について報告をしていただきます。

【村田幹事】 今日で一応、今年度のこの仕組み部会は最終回となります。20年度の進め方についてですけども、まず、拠点モデルに関しましては、今日のかたらいさんからのご報告で、5事業者すべての報告が一通り終わったところでございます。毎回ごとに、

特に拠点モデルに関しては具体的な助言等もいただいておりますので、20年度は、さきにもお話ししましたが、この5事業者の中で連絡会を定期的を開催しております。そちらのほうの進行管理にゆだねまして、20年度は、むしろ地域資源ネットワークのモデル事業について、重点的にこの仕組み部会で検証していただければと思っております。

ネットワークモデル事業については、現在、練馬区さん、多摩市さんと20年度の本格実施の事業展開についてスケジュールの調整をしておりますので、それぞれの取り組みの進捗状況に応じてこの仕組み部会を開催させていただき、報告をいただき、各委員からのご意見をいただければと思っております。したがって、20年度の仕組み部会ですが、ネットワークモデル事業の報告を中心に、おおむね3回程度の開催を予定したいと考えております。

以上でございます。

【林部会長】 ありがとうございます。

20年度の予定について、今、進め方について事務局からご説明いただきましたが、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の会議は以上です。

その他の委員の皆様のごほうで何かございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、ここで事務局に進行をお返しします。本日の円滑な進行につきまして、委員の皆様のご協力に感謝いたします。

【村田幹事】 長時間にわたりましてありがとうございました。

今回、個人情報の取り扱いについて少し踏み込んだ議論をしていただきました。一定の到達点を得られた部分もありますけれども、まだ課題として残っている部分もありますので、この点については、いつの部会でご意見をちょうだいするのかはまた部会長と調整をしたいと思います。今回の到達点を整理した上でまだ残る問題について、時間をとってご議論をいただければと思っております。

20年度は、さらにネットワークモデル事業の中でも徘徊SOSのネットワーク構築という問題がございますので、そこでも折に触れてこの問題は出てくるのかなと思います。

いずれにしても、目的は、あくまでも認知症のご本人とご家族の地域生活を支援するということが目的ですので、その目的にかなうように、どうやったらいいのか、どういう点

が注意すべき点なのかということの一つ一つ確認をしていけたらなと思います。そのことが、我々行政が進める、在宅の高齢者の生活支援の施策にも多分、役立つんだろうなと思っております。

それでは、事務的なご連絡を幾つかさせていただきます。まず、本日、使わせていただきました資料ですが、個人情報の取り扱いについての議題メモという席上配付資料以外は、従来原則どおり公開とさせていただきたいと思っております。

また、議事録でございますが、これも毎回同様に、各委員のご確認をいただいた上で公開をさせていただきたいと思っております。

なお、次回の会議でございますが、ネットワークモデル事業の進捗状況にもよりますが、現時点でおおむね6月を予定しております。日程調整用紙は進捗状況に応じまして、追って送付をさせていただきます。日程につきましては、できるだけ多くの皆様方にご参加いただけますよう調整の上、改めてご連絡をさせていただきたいと思っております。来年度もよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、本日はこれにて散会といたします。長時間にわたりましてどうもありがとうございました。

了